

医 第 1291 号
令和元年 5 月 23 日

各保健所設置市衛生主管部（局）長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
（公 印 省 略）

トランプ大統領来日に伴う警備協力について（重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ対策）（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から、ご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記のことについて、厚生労働省医政局研究開発振興課から、別添のとおり令和元年 5 月 17 日付警察庁丙備一発第 12 号により、警察庁警備局長から「トランプ・アメリカ合衆国大統領来日に伴う警備協力について（要請）」のとおり警備協力の要請があり、要請文中、個別要請事項「10 重要インフラ事業者等に対する自主警備体制及びサイバーセキュリティ対策の強化の指導」について、平成 30 年 10 月 29 日付医政総発 1029 第 1 号他厚生労働省医政局総務課長他通知「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策の強化について」とともに、医療機関に周知されたいとして連絡がありました。

つきましては、貴市所管医療機関に対して、次の内容を周知いただきますようお願いいたします。

なお、裏面に記載の関係団体等には別途通知済みである旨申し添えます。

（周知内容）

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 5 版」のうち、特にトランプ大統領来日の 5 月 25～28 日については、以下についてご留意願います。

・サイバー攻撃が疑われる障害や、サイバー攻撃の被害を確認した際には、厚生労働省医政局研究開発振興課医療情報技術推進室（03-3595-2430）まで必ずご連絡願います。

【参考】

- ・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版
医療情報システムのセキュリティ基準や e 文書法への対応方法を記載したガイドラインです。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000166275.html>

- ・医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について（平成 30 年 10 月 29 日）

昨年 10 月に、インシデント発生時の国等への報告に関することや、インシデント発生時には医療機関に対して医療法第 25 条及び第 26 条並びに医療法施行規則第 42 条に基づく立入検査等を実施することが可能であることを通知しております。

問合せ先

法人指導グループ 佐々木

電 話 (045)210-1111 内線 4871

周知済み関係団体等

公益社団法人神奈川県医師会

一般社団法人神奈川県歯科医師会

公益社団法人神奈川県病院協会

一般社団法人神奈川県精神科病院協会

警察庁丙備一発第12号
令和元年5月17日

厚生労働省大臣官房長 殿

警察庁警備局長
(公 印 省 略)

トランプ・アメリカ合衆国大統領来日に伴う警備協力について（要請）

貴台におかれましては、平素から警察運営に際して御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます次第です。

さて、トランプ・アメリカ合衆国大統領は、5月25日から28日の日程で、国賓として来日する予定です。

トランプ・アメリカ合衆国大統領来日をめぐっては、我が国に対する国際テロの脅威が継続しているといえるほか、サイバー攻撃や右翼による違法行為の発生が懸念されるなど、厳しい状況にあり、同大統領一行や同国関連施設における警戒警備の徹底はもちろんのこと、それ以外の重要施設や公共交通機関等に対するテロ等違法行為の発生を未然に防止するための対策を講じる必要があります。

警察では、同大統領を始めとする関係者の安全と諸行事の円滑な遂行を確保するため、各種対策を推進し警備の万全を期することとしております。

貴台におかれましても、本警備の重要性を御勘案の上、別紙「要請事項」により指導を強化されるなど、適切な措置を講じられますよう協力を要請します。

別紙

要 請 事 項

○ 各省庁共通要請事項

- 1 自主警備体制の強化
- 2 連絡体制の確立
- 3 日米首脳会談等関連情報及び不審者等情報の警察への通報連絡の徹底
- 4 宿舎、行き先地周辺における大規模行事、公共工事、業務用車両利用及び小型無人機等の使用の自粛
- 5 業務用車両、小型無人機等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 6 身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 7 関係機関に対する交通規制内容の周知及び宿舎、行き先地周辺における交通総量抑制に向けた指導
- 8 サイバーセキュリティ対策の強化

○ 個別要請事項

- 1 宿舎、行き先地周辺における救急医療体制の確立
- 2 NBCテロ対策に係る警察との連携強化
- 3 爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対する管理強化の指導
- 4 病院、研究所等に対する毒劇物、生物剤等の管理強化の指導
- 5 研究所等における特定病原体等の管理強化
- 6 旅館、ホテル等に対する食中毒防止をはじめとする衛生管理徹底の指導
- 7 旅館、ホテル等に対する宿泊者名簿及び日本国内に住所を有しない外国人宿泊者の旅券の写しの保存の徹底の指導
- 8 ドクターヘリ管理者等に対する管理強化の指導
- 9 宿舎、行き先地周辺における緊急走行時の110番通報
- 10 重要インフラ事業者等に対する自主警備体制及びサイバーセキュリティ対策の強化の指導

医政総発 1029 第 1 号
医政地発 1029 第 3 号
医政研発 1029 第 1 号
平成 30 年 10 月 29 日

各
〔 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 〕 医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
厚生労働省医政局地域医療計画課長
厚生労働省医政局研究開発振興課長
（ 公 印 省 略 ）

医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について

日頃より医療分野の情報化に関し、格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。
医療分野における情報化につきましては、近年、電子カルテシステムや地域医療情報連携ネットワーク等の普及が進み、情報通信技術は医療現場の多くで活用されています。

一方で、昨年 5 月に発生した世界的なランサムウェア「WannaCry」による被害をはじめ、我が国の医療機関においても相次いでコンピュータウイルスの感染事案が報告され、医療提供体制に支障が生じる事例も発生するなど、医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の充実が喫緊の課題となっております。

厚生労働省におきましては、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）及び医療関係団体等と連携して、医療機関等（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する医療提供施設のほか、地域医療情報連携ネットワーク等を含む。以下同じ。）におけるサイバーセキュリティ対策に取り組んできたところですが、今後は都道府県、保健所設置市及び特別区とも連携を強化し、対策のさらなる充実を図ってまいりたいと考えておりますので、貴職におかれましては、下記についてご協力方よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の周知徹底について

医療機関等においてサイバー攻撃を受けた際の非常時の対応については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5版」（平成29年5月30日政統発0530第1号。以下「ガイドライン」という。）に定められているところです。

医療機関等に対するサイバー攻撃の危険性がさらに高まっていることに鑑み、貴職におかれましては、管内の医療機関等に対して、ガイドラインの更なる周知徹底を図るとともに、医療機関等においてコンピュータウイルスの感染などによるサイバー攻撃を受けた疑いがある場合にあっては、別紙を活用して直ちに医療情報システムの保守会社等に連絡の上、当該サイバー攻撃により医療情報システムに障害が発生し、個人情報情報の漏洩や医療提供体制に支障が生じる又はそのおそれがある事案であると判断された場合には、速やかに当該医療機関等から厚生労働省医政局研究開発振興課医療技術情報推進室（以下「医療技術情報推進室」という。）に連絡を行うよう、注意喚起をお願いいたします。

2 情報セキュリティインシデント発生時の国への報告について

管内の医療機関等において、コンピュータウイルスの感染などによるサイバー攻撃を受け医療情報システムに障害が発生し、個人情報情報の漏洩や医療提供体制に支障が生じる又はそのおそれがある事案を貴自治体が把握した場合（医療機関等からの報告により把握した場合のほか、報道発表又はマスコミ報道等により把握した場合を含む。）にあっては、事実把握後速やかに貴自治体から医療技術情報推進室に報告いただくようお願いいたします。特に自治体立病院につきましては、自治体立病院運営部署（団体）又は都道府県におかれては、自治体立病院を有する市区町村と連携し、国との情報共有に万全を期していただきますようお願いいたします。

3 情報セキュリティインシデントが発生した医療機関等に対する調査及び指導について

貴自治体においては、コンピュータウイルスの感染などによるサイバー攻撃を受けた医療機関等に対し、必要に応じて、被害状況、対応状況、復旧状況、再発防止策等に係る調査及び指導を行い、医療技術情報推進室に報告いただくようお願いいたします。なお、事案発生時には厚生労働省より情報収集・調査・指導等の依頼があり得ることを申し添えます。

また、病院、診療所又は助産所に対する情報セキュリティインシデントに係る調査及び指導につきましては、医療法第25条及び第26条並びに医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第42条に基づく立入検査等を行うことが可能です。当該立入検査等の実施にあたっては、サイバーセキュリティに係る技術的事項等につ

いて厚生労働省より助言を行うことが可能ですので、必要に応じてご相談をいただきますようお願いいたします。

4 医療分野におけるサイバーセキュリティの取り組み（医療セプター）との連携について

セプターにおいては、IT 障害の未然防止、発生時の被害拡大防止・迅速な復旧及び再発防止のため、政府等から提供される情報について、適切に重要インフラ事業者等に提供し、関係者間で共有することにより、各重要インフラ事業者等のサービスの維持・復旧能力の向上に資することを目指しています。

このうち、医療セプターについては、平成 30 年 3 月より事務局を公益社団法人日本医師会に設置するとともに、公益社団法人日本歯科医師会、公益社団法人日本薬剤師会、公益社団法人日本看護協会、一般社団法人日本病院会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本医療法人協会、公益社団法人日本精神科病院協会等を構成員として、NISC や厚生労働省と連携し、サイバーセキュリティに関する情報共有や演習参加等の活動を行っています。

医療セプターの構成員団体は都道府県支部等を通じて会員施設との情報共有を行っている場合もあるため、各都道府県、保健所設置市及び特別区におかれましては、地域の医療関係団体を通じて医療セプターの活動に連携・ご協力をいただきますようお願いいたします。

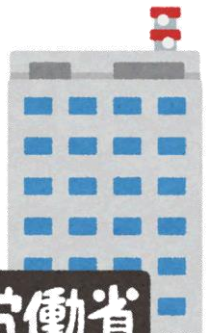
（参 考）

セプター（CEPTOAR（Capability for Engineering of Protection, Technical Operation, Analysis and Response の略称））：重要インフラ事業者等の情報共有・分析機能及び当該機能を担う組織。
平成 30（2018）年 10 月現在、各重要インフラ分野の業界団体等が事務局となって、全 14 分野で、計 19 のセプターが活動中。

サイバー攻撃を受けた場合の対応について（院内掲示用）

サイバー攻撃（コンピュータウイルスの感染等）を受けた疑いがある場合は、被害の拡大を防ぐため、直ちに医療情報システムの保守会社等に連絡し、指示を仰いでください。

また、診療系情報システムの停止や個人情報の流出等の被害等が発生した場合は、厚生労働省へご連絡ください。



厚生労働省

サイバー攻撃で被害
が出た場合の連絡先



医政局 研究開発振興課
医療技術情報推進室

電話：03-3595-2430
平日 午前9時～午後6時

医療情報システムの保守会社 等
緊急連絡先

社 名：

電話番号：

担当者名：



セキュリティ対策を
徹底し、大切な情報を
守りましょう！



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare